

福井県立大学 永平寺町・新町ハウス 使用の手引き

【新町ハウスとは】

福井県立大学 永平寺町・新町ハウス（以下、「新町ハウス」という。）は、永平寺町松岡吉野塚地区の住民であった新町 喜代子氏が永平寺町に寄附された住宅を、同町のご厚意により本学の新たな施設として活用するものです。

吉野塚地区には、地域の祭りや行事など、古くからの地域文化・生活コミュニティが残っています。新町ハウスは、福井ならではの生活様式を反映した在来工法の民家そのまま活用しているため、地域の生活文化を一層身近に感じることができます。

新町ハウスを使用する皆様には、学生同士や他大学、あるいは地域住民との交流の場など、様々な用途で活用していただくことができます。キャンパス内にはない環境の中で、他では得られない貴重な時間を過ごしてください。

【新町ハウスの使用について】

1. 使用申請について

- (1) 新町ハウスの使用申請は、福井県立大学の教職員（非常勤含む）によるものとします。
- (2) ゼミ・部活・サークル等の使用については、必ず担当教職員（顧問等）名で使用申請手続きをしてください。
- (3) 別紙様式 1 「使用申請書」は、原則使用日の 2 週間前までに、事務局 財務課まで提出してください。ただし、使用者数が多い行事（20 人以上）や学外者を交えて行う行事については、原則使用日の 1 か月前までに申請してください。なお、使用予定日の属する月の 5 か月前の初日以前の申請は、原則として受け付けません。
- (4) 下記の期間、新町ハウスは使用できませんので、ご注意ください。
 - 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
 - 大学入学共通テスト期間、本学入学者選抜試験期間

2. 鍵の受け渡しについて

- (1) 申請者は、8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に、事務局 財務課で鍵の貸与を受けてください。ただし、平日の時間外および土日祝日等の休日は、本部棟 1 階の警備室で鍵の貸与を受けてください。
- (2) 使用者の中から鍵の管理者を 1 名決め、新町ハウスの使用中は原則、管理者が鍵の管理を行ってください（担当教職員が同伴している場合は、教職員が鍵を管理してください）。
- (3) 連続する複数日で使用する場合は、各日の使用終了時に必ず施錠を行ってください。その場合、鍵の返却は使用最終日で差し支えありません。

3. 駐車場の使用について

- (1) 自動車については、新町ハウス前面のスペースに駐車してください（10台程度駐車可能）。ただし、ハウス周辺の道が細く混雑が予想されますので、乗り合わせをするなど、極力台数を減らすようにして、大人数での使用の際はマイクロバス等を使用してください。
- (2) 新町ハウス周辺の道路等は、周辺の住民の方々の生活空間になりますので、絶対に駐車しないでください。
- (3) 駐車した自動車については、自己責任で管理してください。

4. 使用中の注意事項について

- (1) 新町ハウスは、松岡吉野堺地区にある旧住宅を大学施設として活用しています。使用にあたっては近隣に迷惑が掛からないよう、最大限配慮してください。
- (2) 使用目的として想定しているものは下記のとおりです。
 - 大学関連イベント・会議等の開催
 - 授業・公開講座の開催
 - 海外の大学等、学外からの来賓等との交流
 - ゼミ活動（ゼミ合宿等）
 - 部活動・サークル活動
 - 地域住民との交流イベントの開催（祭事等）
 - その他、教育・研究に関するワークショップ等
- (3) 使用者は、使用開始前に会場を確認し、適宜清掃を行ってください。
- (4) 使用する教職員は名札を、学生は学生証を必ず携行してください。
- (5) 新町ハウスの使用可能なスペースは、母屋の1階および2階部分、倉の1階部分です。倉の2階は使用不可です。
- (6) 施設内および敷地内は全面禁煙です。
- (7) 新町ハウスの建物および備品等について破損、汚損等をした場合、またはそれらの箇所を発見した場合は、速やかに財務課に報告してください。
- (8) 施設内および敷地内は火気厳禁です。火事の原因となる機器（ガスコンロ、ストーブ等）は持ち込まないでください。備え付けの設備・備品（IHクッキングヒーター、電気ポット等）は使用可能です。
- (9) 使用開始時に、災害時の避難経路を確認してください。
- (10) 学生が飲酒する場合は、必ず担当教職員が引率してください。また、未成年者および運転者は絶対に飲酒しないでください。
- (11) 早朝・夜間の時間帯は、近所迷惑になりますので騒がないように注意し、夜間に地区内を出歩くことも避けてください。
- (12) 新町ハウスの使用可能時間は、午前9時から午後20時までです。また、本学の教職員および学生に限り、主たる使用目的に付随して、必要であれば宿泊することができます（備え付けの寝具はありません）。ただし、宴会や宿泊を目的とした使用はできません。学生については、担当教職員が同伴している場合のみ宿泊可とします。

5. 使用終了時について

- (1) 新町ハウスの使用が終了した際には、使用した物品の後片付け、清掃（掃除機をかける・水場を掃除する等）などの原状回復を行い、持ち込んだ物品および発生したごみは全て持ち帰って処分してください。
- (2) 新町ハウスを離れる際には、鍵の管理者が必ず施設内の確認を行い、施錠してください。
- (3) 忘れ物等については、事務局 財務課に連絡してください。
- (4) 鍵は使用后、速やかに事務局 財務課に返却してください。ただし、平日 17時15分以降または土日祝日等の休日については、本部棟1階の警備室に返却してください。

6. その他

この手引きに違反する行為があった場合は、使用の許可を取消し、または使用を中止させることがあります。

緊急連絡先

TEL 0776-61-6000（代表）

平日 8時30分～17時15分	事務局 財務課
平日時間外および土日祝日等	警備室